

つくばみらい市告示第 61 号

つくばみらい市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市地域子育て支援拠点事業実施要綱（令和 3 年つくばみらい市告示第 150 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（事業内容）

第 3 条 拠点事業は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- （1） 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- （2） 子育て等に関する相談及び援助の実施
- （3） 地域の子育て関連情報の提供
- （4） 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）
- （5） その他の事業

第 5 条の表を次のように改める。

（1） 常設型

名称	位置
子育て支援室 BLOOM	つくばみらい市陽光台 3 丁目 9 番地 1 みらい平市民センター内
子育て支援室おひさま	つくばみらい市紫峰ヶ丘 4 丁目 4 番地 1 みらい平コミュニティセンター内
小絹児童館内子育て支援室	つくばみらい市絹の台 3 丁目 1 番地 4 小絹児童館内
きらくやまこども広場	つくばみらい市神生 5 3 0 番地 きらくやますこやか福祉館内
富士見ヶ丘こども園のびのび広場	つくばみらい市富士見ヶ丘 4 丁目 1 4 番地 6 富士見ヶ丘認定こども園内
認定こども園ルンビニー学園るんるんみらい	つくばみらい市陽光台 2 丁目 3 5 番地 1 認定こども園ルンビニー学園内
ひなた保育園やわら子育て支援室ぽかぽ	つくばみらい市筒戸 3 5 6 1 番地 1

か	ひなた保育園内
子育て支援室るんるんみらい2	つくばみらい市陽光台2丁目29番地1 ルンビニーみらい保育園内

(2) 出張型

名称	位置
出張子育て支援室フラワー	つくばみらい市古川1015番地1 保健福祉センター内
出張子育て支援室ぱんだ谷井田コミュニティセンター	つくばみらい市谷井田1960番地 谷井田コミュニティセンター内
出張子育て支援室ぱんだ板橋コミュニティセンター	つくばみらい市板橋2675番地1 板橋コミュニティセンター内

第6条を次のように改める。

(実施方法等)

第6条 拠点事業は、原則として、常設型においては週3日以上かつ1日5時間以上実施するものとし、出張型においては、週1日又は2日かつ1日5時間以上実施するものとする。

第7条の表を次のように改める。

(1) 常設型

名称	開室時間
子育て支援室BLOOM	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは休室
子育て支援室おひさま	火曜日から日曜日までの午前9時から午後6時まで。ただし、12月29日から1月3日までは休室
小絹児童館内子育て支援室	火曜日から日曜日までの午前9時から午後6時まで。ただし、12月29日から1月3日までは休室
きらくやま子育て支援室こどもひろば	火曜日から土曜日までの午前10時から午後0時30分まで、午後1時30分から午後4時まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは休室
富士見ヶ丘こども園のびのび広場	月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは休室
認定こども園ルンビニー学園るんるんみらい	月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは休室

ひなた保育園やわら子育て支援室ぽかぽか	火曜日から木曜日までの午前9時から午後0時まで、午後1時から午後3時まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは休室
子育て支援室るんるんみらい2	月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは休室

(2) 出張型

名称	開室時間
出張子育て支援室フラワー	月曜日の午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後4時まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までは休室
出張子育て支援室ぱんだ谷井田コミュニティセンター	火曜日の午前10時から午後3時まで。ただし、12月29日から1月3日までは休室
出張子育て支援室ぱんだ板橋コミュニティセンター	金曜日の午前10時から午後3時まで。ただし、12月29日から1月3日までは休室

第10条を次のように改める。

(職員の配置)

第10条 拠点事業の実施に当たっては、次の各号に定めるとおり職員を配置するものとする。

(1) 常設型 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の常勤又は非常勤の職員を2名以上配置する。ただし、利用者支援事業を実施する場合は、つくばみらい市ママ・パパかかりつけコーディネーター事業実施要綱（令和3年つくばみらい市告示第123号）に規定する利用者支援職員を別に配置する。

(2) 出張型 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の常勤又は非常勤の職員を2名以上配置する。この場合において、常設型の常勤又は非常勤の職員が1名以上兼務する。

(3) 前2号に定めるもののほか、事業の補助的業務を行い、子育てに関する相談等について相当の知識及び経験を有する者を補助員として配置することができる。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条中「第6条」を「第3条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。